

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2020年度）

住 所 富山県富山市明輪町1番50号  
 事業者名 あいの風とやま鉄道株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 日吉 敏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

①鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームからの転落防止対策	・石動駅に、ホーム端部柵を設置する。 (2020年度)	・計画のとおり設置済(2020年4月)
エレベーターの設置	・滑川駅で段差の解消に向けて、2021年度のエレベーター設置に向けて詳細設計を進める。(2020年度)	・詳細設計を実施中
基準に適合した駅の新設	・富山～東富山間において、バリアフリーに適した新駅を設置に向けた工事を進める(2020年度～)	・計画のとおり工事実施中

②高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客支援	・中期的な対応方針に基づき、取組みを継続的に実施する。(2020年度)	・全ての駅で車椅子の介助要員の手配等の対応を継続的に実施

③高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
音声による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人のスムーズな移動を支援する案内機能の充実を図るため、富山駅、高岡駅及び魚津駅に多言語翻訳放送『QuaVoice～クアボイス』※を導入する。(2020年度)</li> <li>※ 日本語での音声入力を即座に外国語に変換して放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画のとおり導入済(2021年4月運用開始)</li> </ul>

④移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子介助の訓練を実施する。(2020年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画のとおり4月に実施(15名参加)</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進のために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡市が2021年度に策定を計画しているバリアフリー基本構想の検討に当たり、委員として参画した。</li> <li>・他の公共交通機関(北陸新幹線、高山本線、路面電車)も接続する交通結節拠点である富山駅の駅工事の進捗に合わせ、統一した案内サイン等の設置を進めた</li> </ul>
---

(3) その他

特になし
------

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

(2021年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の昇降機の設置数	傾斜路の設置数	視覚障害者誘導ブロックの有無	案内設備の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の有無
石動 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 小矢部市	2,444 人		○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
福岡 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 高岡市	1,660 人				2	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	○	2	○
西高岡 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 高岡市	944 人				2		基	基	基	箇所	○		○	○	○	2	○
高岡やぶなみ 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 高岡市	756 人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
高岡 駅	あいの風とやま鉄道線、西日本旅客鉄道水見線、西日本旅客鉄道城端線	富山県 高岡市	9,726 人		○	○	4	4	4 (4) 基	4 (4) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	4	○
越中大門 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 射水市	1,618 人				2	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	○	2	○
小杉 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 射水市	4,898 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○		○	○	○	2	○
呉羽 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	2,646 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○		○	○	○	2	○
富山 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	18,314 人		○	○	2	2	2 (2) 基	4 (4) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
東富山 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	2,310 人				2	1	基	基	基	箇所	○		×	○	○	2	○
水橋 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	1,372 人				2	1	基	基	基	箇所	○		×	○	○	2	○
滑川 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 滑川市	2,112 人				2	1	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○	○	2	○
東滑川 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 滑川市	296 人	○	○	○	2		基	基	基	箇所			×	○	○	2	○
魚津 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 魚津市	3,202 人		○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
黒部 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 黒部市	2,032 人				2	1	基	基	基	箇所	○		×	○	○	2	○
生地 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 黒部市	682 人				2	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	○	○	2	○
西入善 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 入善町	318 人	○			2	1	基	基	基	1 (1) 箇所			×	○	○	2	○
入善 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 入善町	1,540 人				2	1	基	基	基	箇所	○		×	○	○	2	○
泊 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 朝日町	962 人				2	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	○	2	○
越中宮崎 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 朝日町	96 人	○			1		基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	○	2	○
(合計) 20 駅				4 駅	5 駅	7 駅	41	26	7 (7) 駅 16 (16) 基	2 (2) 駅 8 (8) 基	0 駅 0 基	7 (7) 駅 8 (8) 箇所	18 駅	5 駅	12 駅	20 駅	20 駅	20 駅	20 駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。